

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）
根拠条項	第4条の2第3項
許認可等の種類	審査委員の解任の承認
法令の定め	個人施行者は、以下の場合、都道府県知事の承認を受けて審査委員を解任することができる。  ・心身の故障のため職務執行に堪えられないと認められるとき。 ・職務上の義務違反があるとき ・その他審査委員たるに適しないと認めるとき
審査基準	設定しない (理由) 審査委員解任の事例がなく、将来的にも見込まれないため。
標準処理期間	総期間 同上 日・(注・休日は含まない) 経由機関 日・( ) 協議機関 日・( ) 処分機関 日・( )
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築安全推進グループ (電話番号：011-204-5097)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	